

重要事項説明書

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

法人名：社会医療法人 小寺会

事業者：通所リハビリテーション 佐伯の太陽

通所リハビリテーション佐伯の太陽

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

重要事項説明書

1. 目 的

通所リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態と認定された高齢者（以下「利用者」という。）に対して、介護保険法令の主旨に基づき指定通所リハビリテーションの計画（以下「サービス計画」という。）に沿って適切なサービスの提供を行うことで、利用者の心身並びに機能の維持、回復、向上を図ることを目的とします。

2. 運営方針

事業所はサービス計画に基づき、作業療法やその他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能維持、回復、向上を図ることでその地域、その居宅においてより長く生活が継続できるよう通所リハビリテーションを実施します。

- ・ サービスの提供にあたっては利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束は行いません。
- ・ サービスの提供に際し、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び佐伯市等関係機関との連携を図り、利用者が地域において統合的にサービスの提供を受けることができるよう努めるものとします。
- ・ 事業所は明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるよう環境整備に努めると共に、サービスの提供は懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して介護、療養上の必要な事項について説明を行い、同意を得て実施するものとします。

3. 法人及び事業所の概要

(1) 法人の名称

- ・ 法人名 社会医療法人 小寺会
- ・ 代表者 理事長 小寺 隆三
- ・ 所在地 大分県佐伯市常盤東町6番30号
- ・ 電話、FAX 電話 0972-22-8846 FAX 0972-22-8844
- ・ 主な事業所名 佐伯中央病院

(2) 事業所の概要

- ・ 診療所 クリニック佐伯の太陽
- ・ 診療所番号 05.1223.2
- ・ 管理者 医師 大地哲史
- ・ 事業所 通所リハビリテーション佐伯の太陽
- ・ 所在地 大分県佐伯市駅前1丁目1番11号
- ・ 電話、FAX 電話 0972-20-3988 FAX 0972-22-7488
- ・ 介護保険指定番号 第 4410512232 号

4. 従業者の職種、員数及び職務の内容

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりです。

- (1) 管理者 1人 (クリニック佐伯の太陽医師)

管理者は、事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行います。

- (2) 医師 1人 (管理者兼務)

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応及び指導を行います。

- (3) 看護師 1人 (クリニック佐伯の太陽看護師)

看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、サービス計画に基づき看護対応を行います。

- (4) 作業療法士 3人 (常勤)

作業療法士・理学療法士は、医師や看護師等と共同してサービス計画書を作成すると共にリハビリテーションの実施に際して指導を行います。

- (5) 介護職員 5人 (常勤)

介護職員は、利用者のサービス計画に基づく介護を行います。

5. 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの週5日間を営業日とします。(同期間内の祝日は営業日)

ただし、年末年始休業は所定の期間を定め休業日とします。その場合には文書等により事前に通知するものとします。

- (2) 営業時間は午前8時から午後5時迄です。

6. 事業所の利用定員数は、40人／1日です。

7. 事業所が行う通常の事業の実施地域は佐伯市です。

8. サービス計画の作成

- (1) 通所リハビリテーションのサービス提供に際し、サービス計画を作成します。

- (2) 作成したサービス計画は利用者及びその家族に対し、内容を説明しその同意を得てサービスの提供を開始します。また、当該サービス計画書は利用者に交付します。

- (3) サービス計画の作成に当たっては、利用者の心身及び家族の状況等を踏まえ、その解決すべき課題を適切に把握すると共に、利用者の日常生活を支援する観点から他の介護サービスや保健医療サービス、行政機関等との連携に努めるものとします。また、作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の見直し又は変更を行うものとします。

9. 通所リハビリテーションの内容はサービス計画に基づいた、次のとおりです。

- (1) 通所リハビリテーションの提供

- (2) 居宅と事業所間の送迎

- (3) 食事(昼食及びおやつ)の提供

- (4) 介護、介助、日常生活支援及び相談の提供

- (5) 一般浴・機械浴による入浴又は清拭の提供

10. 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料は下記のとおりです。

- (1) 利用料にかかる費用については、利用者又はその家族等に説明を行い、その同意を得て支払を受けます。
- (2) 利用料の支払を受けた時は、事業所はその詳細を記載した領収証を発行します。
- (3) お支払い方法等については、次の通りです。

毎月15日までに前月1月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払をお願いします。

お支払方法

- ① 現金による窓口での支払い。
- ② 指定口座への銀行振り込み。(振り込み手数料は、ご利用者様の負担となります。)

銀行名 大分銀行／佐伯支店

口座番号 普通預金 7517925

名 義 社会医療法人小寺会 佐伯の太陽 理事長 小寺隆三

- ③ 指定口座からの銀行引き落とし。(引き落とし手数料は、ご利用者様の負担となります。)

銀行名 大分銀行／佐伯支店

※基本は、現金払いで対応しております。必要性に応じて銀行振り込み、引き落としも対応します。

11. 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を次のとおり定めます。

- ・利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を指定場所で摂取するものとします。また、食品衛生及び栄養管理の観点から利用者による食品（お菓子類含む）の持ち込みは禁止します。
- ・喫煙は敷地内禁煙とします。
- ・事業所での火気の取り扱いは禁止します。
- ・設備、器具、備品等の利用は職員の指示に従ってご利用ください。
- ・所持品、衣類等の持ち込みは所定の保管場所又は、個人での管理とします。
- ・金銭・貴重品は原則として持ち込まないで下さい。(やむを得ない場合は、職員にその旨を通知して下さい。)
- ・ペット等の生き物の持ち込みはお断りします。
- ・事業所及び敷地内での「営利行為、宗教活動、政治活動及びこれに類する行為」は禁止します。
- ・他の利用者への迷惑行為。
- ・その他、送迎中や事業所内では職員の指示、注意に従うようお願いします。

12. サービス利用の中止

- ・ご利用者様がサービスの利用を中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
- ・自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）
 - ご利用者様が介護保険施設に入所した場合、あるいは病院に入院をした場合
 - 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ご利用者様が亡くなられた場合

1 3. 災害対策

事業所は、非常災害に備えて非常災害に関する具体的計画（消防、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策を行うと共に次の対策を行います。

- (1) 利用者を交えた消火、通報、避難訓練を年2回以上実施します。
- (2) 消防設備、防災設備の点検及び整備を定期的実施します。
- (3) 従業者、利用者へ事業所における火気の使用及び取り扱いについて周知します。
- (4) その他防災管理において必要な訓練、教育等を実施します。

1 4. 事故発生・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故や緊急事態が発生した場合は、事前に届け出いただいた緊急連絡先に連絡します。また、緊急時に連絡が取れない場合等は状況に応じて救急搬送や協力医療機関等に連絡をして対応します。

1 5. 利用者の尊厳及び守秘義務

利用者の人権及びプライバシーの保護に努めます。また、事業所はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者へ洩らしません。この守秘義務は、本契約の終了後も継続すると共に、事業所の従業者及び従業者であった者も保持します。ただし、居宅支援事業者や関係機関等から情報の提供を求められた場合には、事前に同意を得て提供を行うものとします。また、別紙「同意書」により事前承諾を得た事項については、必要に応じ提供を行えるものとします。

1 6. 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限する身体拘束は行いません。ただし、やむを得ない理由により拘束をせざる得ない場合には、利用者及びその家族へ十分な説明をして同意を得ると共に、その内容及び期間等についても説明を行います。

1 7. 損害賠償

当事業所において事業者の責により利用者に生じた損害については、その損害を賠償します。ただし、損害の発生について利用者の故意又は過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任を免ずるものとします。

1 8. 当事業所協力医療機関

・協力医療機関

- ・名 称 クリニック佐伯の太陽／地域包括ケアセンター佐伯の太陽内
- 住 所 大分県佐伯市駅前1丁目1番11号
- 電 話 代表 0972-20-3988 FAX 0972-22-7488
- ・名 称 佐伯中央病院
- 住 所 大分県佐伯市常盤東町6番30号
- 電 話 0972-22-8846 FAX 0972-22-8844

19. 相談窓口・苦情対応

◆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

【施設内苦情相談窓口】

地域包括ケアセンター佐伯の太陽

電話：(0972) 20-3988 FAX：(0972) 22-7488

担当：通所リハビリテーション佐伯の太陽 担当者 宮崎圭輔

【関係機関の苦情相談窓口】

佐伯市役所 介護保険係

電話：(0972) 22-3117 FAX：(0972) 22-3124

大分県国民健康保険団体連合会

電話：(097) 534-8475 FAX：(097) 535-7031

【その他の苦情受付】

苦情等の受付として、事業所内に意見箱を設置します。

20. 利用料金

○要介護 1～5

要介護 基本料金

1 時間以上 2 時間未満利用

介護度	基本単位
要介護 1	369 単位 / 1 日
要介護 2	398 単位 / 1 日
要介護 3	429 単位 / 1 日
要介護 4	458 単位 / 1 日
要介護 5	491 単位 / 1 日

2 時間以上 3 時間未満利用

介護度	基本単位
要介護 1	383 単位 / 1 日
要介護 2	439 単位 / 1 日
要介護 3	498 単位 / 1 日
要介護 4	555 単位 / 1 日
要介護 5	612 単位 / 1 日

3 時間以上 4 時間未満利用

介護度	基本単位
要介護 1	486 単位 / 1 日
要介護 2	565 単位 / 1 日
要介護 3	643 単位 / 1 日
要介護 4	743 単位 / 1 日
要介護 5	842 単位 / 1 日

4 時間以上 5 時間未満利用

介護度	基本単位
要介護 1	553 単位 / 1 日
要介護 2	642 単位 / 1 日
要介護 3	730 単位 / 1 日
要介護 4	844 単位 / 1 日
要介護 5	957 単位 / 1 日

5 時間以上 6 時間未満利用

介護度	基本単位
要介護 1	622 単位 / 1 日
要介護 2	738 単位 / 1 日
要介護 3	852 単位 / 1 日
要介護 4	987 単位 / 1 日
要介護 5	1,120 単位 / 1 日

6 時間以上 7 時間未満利用

介護度	基本単位
要介護 1	715 単位 / 1 日
要介護 2	850 単位 / 1 日
要介護 3	981 単位 / 1 日
要介護 4	1,137 単位 / 1 日
要介護 5	1,290 単位 / 1 日

要介護 算定加算（常時）

加算名	内容	単位
通所リハビリテーション 提供体制加算（Ⅰ）～（Ⅳ）	事業所に配置されているセラ ピストの合計数、利用者数が 25 またはその単数を増すごとに 1 以上であること。	Ⅰ：4 時間未満 12 単位/1 日
		Ⅱ：5 時間未満 16 単位/1 日
		Ⅲ：6 時間未満 20 単位/1 日
		Ⅳ：7 時間未満 24 単位/1 日
通所リハビリテーション サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士が介護人員総計の 70%以上いる場合。	22 単位 / 1 日
科学的介護推進体制加算	利用者の心身の状況等に係る 基本的な情報を定期的に集計 し活用。厚生労働省に提出して いる場合。	40 単位 / 1 ヶ月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の安定的な確保を図 り、サービスの向上に努める。	所定単位数×8.6% / 1 ヶ月

要介護 算定加算（必要時）

加算名	内容	担当
入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助を適切に行う人員と設備を有し、入浴介助を行う。	40 単位 / 1 日
入浴介助加算（Ⅱ）	利用者の居宅を訪問し、入浴動作・環境の評価を行う。セラピストが個別入浴計画を作成。職員による環境整備等の助言。実際の環境に近い場面での入浴介助を行う。	60 単位 / 1 日
短期集中 個別リハビリテーション 実施加算	退院（所）日又は要介護認定の効力が生じた日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを実施した場合。	110 単位 / 1 日
リハビリテーション マネジメント加算（ロ）	毎月リハビリテーション会議。計画見直し、目的、リハビリ内容を共有。計画書等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合。（6ヶ月以内）	593 単位 / 1 ヶ月
	3月リハビリテーション会議。計画見直し、目的、リハビリ内容を共有。計画書等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合。（6ヶ月超）	273 単位 / 1 ヶ月
退院時共同指導加算	入院中の者が退院するにあたり、通所リハビリテーション職員が退院前のカンファレンスに参加した際に算定。	600 単位 / 1 回
同一建物減算	事業所と同一建物内に居住する利用者が通所リハビリテーションを利用した場合に減算。	所定単位数－94 単位 / 1 日
送迎減算	家族送迎等で、予定していた送迎が実施されない場合に減算。	所定単位数－47 単位 / 片道

○要支援 1・2

要支援 基本料金

介護度	基本単位
要支援 1	2,268 単位 / 1 ヶ月
要支援 2	4,228 単位 / 1 ヶ月

要支援 算定加算（常時）

加算名	内容	単位
予防通所リハビリテーション サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士が介護人員総計の 70%以上いる場合。	要支援 1：88 単位 / 1 ヶ月
		要支援 2：176 単位 / 1 ヶ月
科学的介護推進体制加算	利用者の心身の状況等に係る 基本的な情報を定期的に集計 し活用。厚生労働省に提出して いる場合。	40 単位 / 1 ヶ月
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の安定的な確保を図 り、サービスの向上に努める。	所定単位数×8.6% / 1 ヶ月

要支援 算定加算（必要時）

退院時共同指導加算	入院中の者が退院するにあたり、 通所リハビリテーション職員が退院前 のカンファレンスに参加した際に算定。	600 単位 / 1 回
同一建物減算	事業所と同一建物内に居住する 利用者が通所リハビリテーション を利用した場合に減算。	要支援 1 所定単位数－376 単位 / 1 ヶ月
		要支援 2 所定単位数－752 単位 / 1 ヶ月
予防通所リハビリテーション 12 ヶ月超減算	利用を開始した日の属する月 から起算して 12 ヶ月を超えて 通所リハビリテーションを利用 した場合に減算。	要支援 1 所定単位数－120 単位 / 1 ヶ月
		要支援 2 所定単位数－240 単位 / 1 ヶ月

※上記は介護保険負担割合証にて、自己負担が 1 割の方を基準に記載しております。

自己負担が 2 割・3 割の方は上記の基本料金、算定加算が 2 倍・3 倍となります。

加算内容は変動することがあります。変更になった際はご連絡いたします。

○昼食代

715 円（税込み） / 1 日

個人情報の取り扱いについて

通所リハビリテーション 佐伯の太陽では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔通所リハビリテーション事業所内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

当事業所は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供にあたり、利用者に対し本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

サービス事業者

大分県佐伯市駅前1丁目1番11号 通所リハビリテーション佐伯の太陽

管理者 大地哲史

重要事項説明者氏名 _____ 印

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

署名代行者氏名 _____ 印